

### 3. 審議事項

#### (2) 個別占用案件の審議【審議資料2】

**【許可更新】**

- ① 中央南児童遊園地 (川西市)
- ② 都市公園ドラゴンランド (川西市)

## 個別占用案件のカルテ（許可更新）

---

### ① 中央南児童遊園地（川西市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	中央南児童遊園地	
2. 今回申請種別	審議案件	
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 10.2k-100m 目的：公園 占有面積：2,164.86 m <sup>2</sup> 工 作 物：遊具、進入路、車止め、ゴミ箱 等	
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和45年 5月27日 <前回更新許可> 平成31年 2月20日 <許可期限> 令和 6年 3月31日	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり  (施設内の状況) 別紙のとおり	
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)	7. 保全利用 委員会による 参考意見	
	8. 処理	

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成  
 ・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・ 事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



## 現況写真



①全景（上流側より）



②全景（下流側より）



③民地境界付近の樹木の状況



④下流側の花壇の状況



⑤ゴミステーションの状況



⑥利用ルールの看板の状況

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H30年度第1回)	中間報告時の市の回答 (R3年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	民地境界付近の樹木については、管理方針を定めてほしい。また、ムクノキについては伐採が望ましい。 (P17 写真③)	民地境界線付近の樹木については、管理報償制度により地元自治会による剪定を実施しておりますが、部分的には公園隣接住民から、公園利用者の視線が気になるなど、剪定を望まない意見もあり、剪定等を行えない箇所があります。また、ムクノキについても、同様の理由により、伐採は行っていません。	樹木については、現在も地元自治会により一部剪定を実施しておりますが、公園の近隣住民より、樹木剪定により公園利用者からの視線が気になるという意見もあるため、剪定していかない箇所もあります。 また、前回の委員会開催後、木に絡まるツタを根元から伐採、枯れ木についても伐採しました。 ムクノキについては、現在も伐採は行っていません。		
2	私的利用と思われる工作物や花壇について適切な対応をされたい。 (P17 写真④)	市の公園等の管理団体にて、一部不要となった工作物等の撤去を行い、維持管理に努めています。	前回の委員会開催後、一部不要な工作物の撤去を行いました。		

3	<p>ゴミステーションについては、地元住民と協議し、適切な利用を検討されたい。(P17 写真⑤)</p>	<p>継続して、美化推進課や地元へゴミステーション利用者の特定や、当該ゴミステーションの代替場所などの確認作業を行っております。</p>	<p>適切な利用に向けて現在も美化推進課や地元への確認作業を行っております。</p>		
---	--	--	--	--	--

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R3年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	<p>民地側の樹木については適切な管理が必要である。(P17 写真③)</p>	<p>公園の近隣住民より、樹木剪定により公園利用者からの視線が気になるという意見もあるため、剪定していない箇所もありますが、それ以外の場所につきましては、必要に応じ、枝落としなどの維持管理に努めていきます。</p>		
2	<p>ゴミステーションについては担当課や地元と調整して適切な管理をしてほしい。(P17 写真⑤)</p>	<p>担当課とも調整し、地元へゴミの出し方について注意喚起を行うなど適切に管理できるよう努めていきます。</p>		

## 個別占用案件のカルテ（許可更新）

---

### ② 都市公園ドラゴンランド（川西市）



■ 報告案件用のカルテ

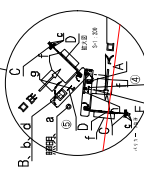
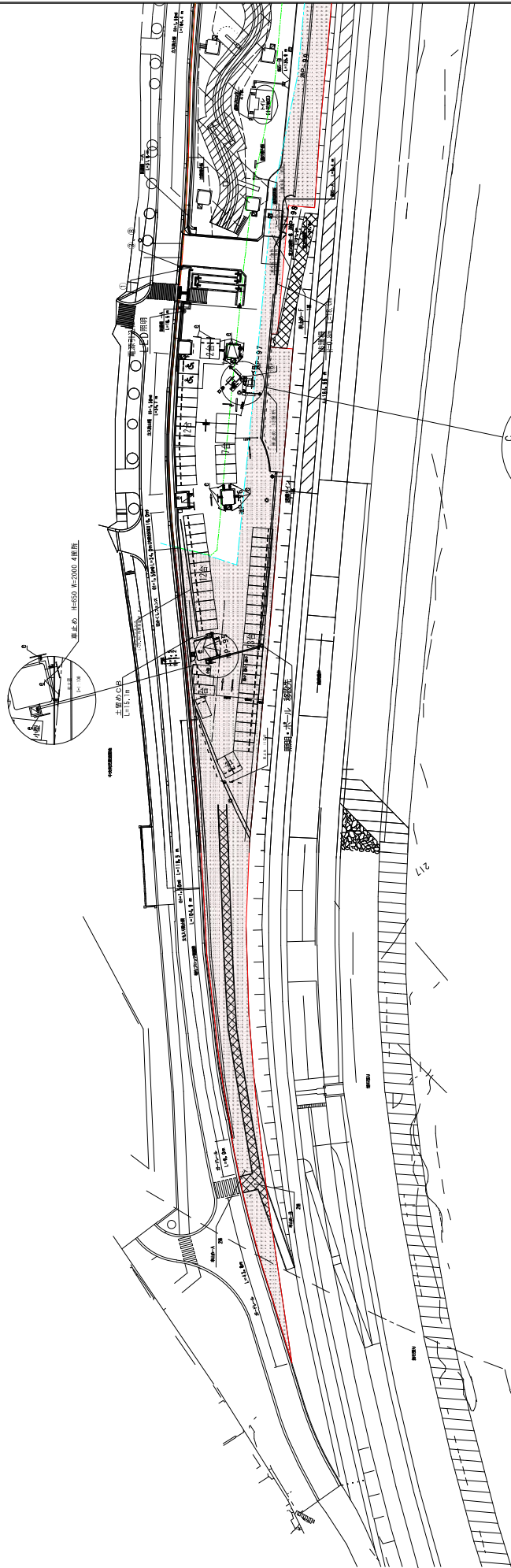
1. 件名	都市公園ドラゴンランド		
2. 今回申請種別	審議案件		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 10.0k+70m~11.2k 付近 目的：公園 占有面積：5,317.33 m <sup>2</sup> 工 作 物：遊具、トイレ、ベンチ、車止め 等		
4. 許可の経緯	<当初許可>	平成11年 4月 8日	7. 保全利用 委員会による 参考意見
	<前回更新許可>	平成31年 2月 20日	
	<許可期限>	令和 6年 3月 31日	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり  (施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)	8. 処理		

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

施設平面図—1

S=1:500



凡例

△	植栽
○	1. 植栽

1	アスファルト舗装-A
2	アスファルト舗装-C
3	カーポート舗装-1
4	カーポート舗装-2
5	雑草
6	カーポート-1
7	土壌-1
8	土壌-2

1	遊歩道
2	遊園地
3	ベンチ
4	遊歩道
5	遊歩道
6	遊歩道
7	遊歩道
8	遊歩道
9	遊歩道

1	遊歩道
2	遊歩道
3	遊歩道
4	遊歩道
5	遊歩道
6	遊歩道
7	遊歩道
8	遊歩道
9	遊歩道

記号	名称	記号	名称	記号	名称	備考
□	遊歩道	□	遊歩道	□	遊歩道	H=1.500
○	遊歩道	○	遊歩道	○	遊歩道	
△	遊歩道	△	遊歩道	△	遊歩道	
◇	遊歩道	◇	遊歩道	◇	遊歩道	
▽	遊歩道	▽	遊歩道	▽	遊歩道	
◇	遊歩道	◇	遊歩道	◇	遊歩道	
▽	遊歩道	▽	遊歩道	▽	遊歩道	
◇	遊歩道	◇	遊歩道	◇	遊歩道	
▽	遊歩道	▽	遊歩道	▽	遊歩道	
◇	遊歩道	◇	遊歩道	◇	遊歩道	
▽	遊歩道	▽	遊歩道	▽	遊歩道	

- 公園用地線
- 河川区域線
- 公園区域線

施設平面図-2

S=1:500



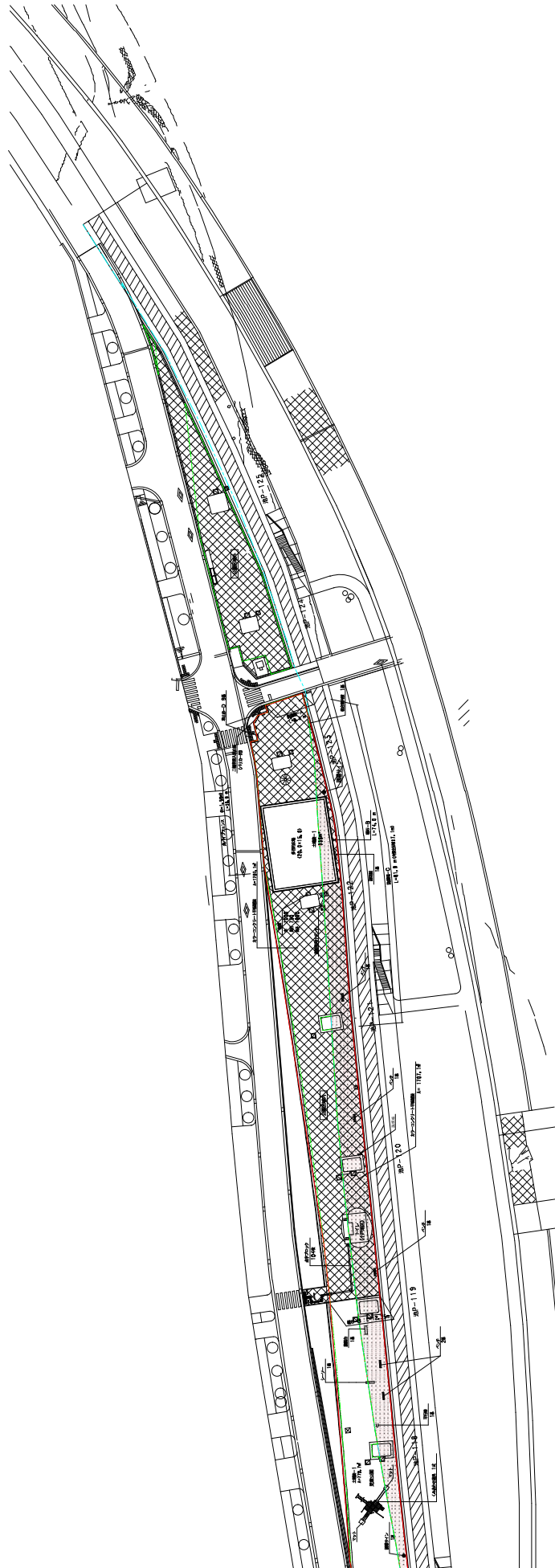
凡例

記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
□	舗装ブロック		□	遊歩ブロック				
▨	アスファルト舗装-A		▨	遊歩舗装	④(4.5x4.5)			
▩	アスファルト舗装-C		▩	階段				H=1,500
▧	カラーアスファルト舗装-1		○	ソリサーチ				
▦	カラーアスファルト舗装-2		◎	モニュメント				
▤	植栽		□	ベンチ				
▥	カラーアスファルト舗装		□	遊歩方向ベンチ				
▣	土舗装-1		☎	遊歩サイン				
▢	土舗装-2		☑	停止線				
			▨	敷設部外植				
			▨	遊歩部外植				
			▨	遊歩部外植				
			▨	植栽部外植				



施設平面図-4

S=1:500



— 公園用地線  
— 河川区域線  
— 公園区域線

凡例

記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
	アスファルト舗装-A			遊歩デッキ			遊歩デッキ	
	アスファルト舗装-B			遊歩デッキA			遊歩デッキ	H=1.500
	アスファルト舗装-C			遊歩デッキB			遊歩デッキ	
	カーパスアスファルト舗装-1			遊歩デッキC			遊歩デッキ	
	カーパスアスファルト舗装-2			遊歩デッキD			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキE			遊歩デッキ	
	カーコンクリート舗装			遊歩デッキF			遊歩デッキ	
	土舗装-1			遊歩デッキG			遊歩デッキ	
	土舗装-2			遊歩デッキH			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキI			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキJ			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキK			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキL			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキM			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキN			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキO			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキP			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキQ			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキR			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキS			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキT			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキU			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキV			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキW			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキX			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキY			遊歩デッキ	
	遊歩デッキ			遊歩デッキZ			遊歩デッキ	

## 現況写真



①全景（下流側より）



②全景（上流側より）



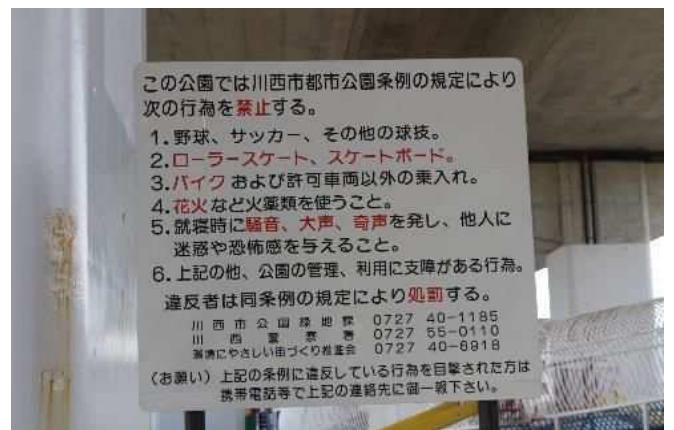
③サクラの植栽の状況



④堤防踏み荒らし個所に新設された階段



⑤天端通路の状況



⑥利用ルールの看板の状況

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H30年度第1回)	中間報告時の市の回答 (R3年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	敷地内のソメイヨシノについては、将来に向けて枝落とし等の適切な管理が必要となる。(P26 写真③)	必要に応じ、枝落としなどの維持管理に努めています。	現在までの取組(対応)状況 必要に応じ、枝落としなどの維持管理に努めています。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R3年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	堤防裏法面の踏み荒らし箇所は、補修を繰り返すことにならないためにも、利用者の動線を考慮して、既存の階段への誘導等の対策が必要である。(P26 写真④)	令和4年度に利用者の動線となる箇所へ新規の階段を設置しました。(猪名川河川事務所にて設置し、市道管理者が管理)		
2	天端通路(自転車歩行者用道路の占用地)の管理範囲の草刈りを適切に実施するよう、担当課と調整してほしい。(P26 写真⑤)	担当課と調整し、定期的な草刈りを実施しています。		